

不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地改良事業に係る換地処分の公告が令和1年7月30日にされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的にした各種登記申請は、公告日から事業の登記が完了するまでの間は、原則として、受理することができませんので、御注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は、

登記事項証明書、要約書、地図の写し等の発行事務を停止しますので、御注意願います。

御不明な点は、古川支局（0229-22-0509）にお尋ねください。

仙台法務局

期 間	対象地域名	事務停止の理由
令和1年7月31日か 令和2年2月28日まで (予定) *登記完了予定日を令和1 年10月30日から変更	栗原市築館字城生野志田海， 字城生野城下，字城生野下北 袋，字城生野若宮，字城生野 唐崎，字富梨木平，字城生野 北田沖の各一部 (仙台法務局古川支局管轄)	土地改良事業